

離島通話料

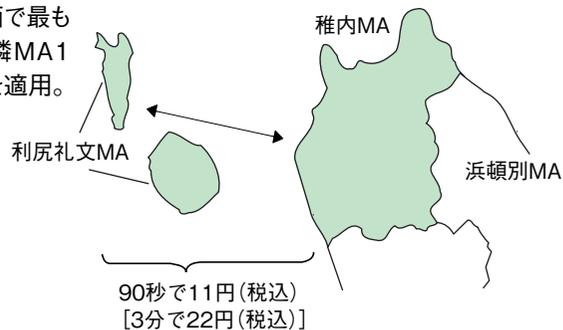
離島にあるNTT東日本指定の単位料金区域（MA）と、その離島と社会的・経済的諸条件および通話の交流上密接な関係にあるNTT東日本指定のMAとの相互間の通話については、特例として隣接区域内における通話料金を適用しています（離島へは、海底ケーブルを敷設するなど、通常よりも多くのコストがかかっていますが、離島振興およびユニバーサルサービスの観点から特例扱いとしています）。

特例扱いの対象となるMA

離 島	MA名	特例扱いの対地となるMA	11円（税込）でかけられる秒数
			90秒 [22円（税込）]
利尻礼文島	利尻礼文	稚 内	90秒 [22円（税込）]
奥 尻 島	奥 尻	江 差	
佐 渡 島	佐 渡	新 潟	
伊豆大島	伊豆大島	東 京	
三 宅 島	三 宅		
八 丈 島	八 丈 島		
小笠原諸島	小 笠 原		

[] 内は平日昼間3分間通話した場合の料金

(例)
離島と通話需要などの面で最も緊密な関係を有する近隣MA1カ所に対して、隣接料金を適用。



同一都道府県内にある離島MA相互間の通話料金

離島MA名		11円（税込）でかけられる秒数
北海道	焼 尻	90秒 [22円(税込)]
	奥 尻	
	利尻礼文	
東京都	三 宅	90秒 [22円(税込)]
	八 丈 島	
	小 笠 原	
	伊豆大島	

[] 内は平日昼間3分間通話した場合の料金

